

伊豆の国市デジタル人材育成業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務目的

デジタル技術の急速な進歩に併せて、自治体でのデジタル技術を活用した行政サービスの改善や効率化の推進が求められている。

近年の環境は著しく変化しており、変化にあわせ業務プロセスの見直し、蓄積されたデータの分析・利活用、革新的なアイデアを生み出す力の強化など、デジタル技術とデータを活用して、市民サービスの向上や行政運営の効率化を図る「自治体 DX」を推進するためには、職員自らがデータを正しく理解し、活用できる組織風土の醸成が不可欠である。

庁内に蓄積されたデータを有効活用し、根拠に基づいた政策立案（EBPM）や抜本的な業務プロセスの変革（BPR）を牽引し、本市の DX 推進の核となるデジタル人材を育成することを目的とする。

2 業務概要

（1）業務名称

伊豆の国市デジタル人材育成業務

（2）業務内容

別紙仕様書に記載

（3）委託契約期間

契約日の翌日から令和 9 年 2 月 28 日まで

（4）事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式

（5）委託上限額

2,420 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

上記の委託上限額には、本業務委託を履行するために必要な全ての経費を含む。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （2）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がない者であること。
- （3）参加者又はその役員等が、伊豆の国市暴力団排除条例（平成 24 年伊豆の国市条例第 10 号）第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する者に該当しない者であること。

いこと。

- (4) 企画提案募集に係る公募開始日から企画提案特定の日までに、伊豆の国市入札参加停止等措置要綱（平成 18 年伊豆の国市訓令第 14 号）に基づく入札参加停止を受けていない者であること。
- (5) 伊豆の国市民税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (6) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者であること。
- (7) 過去 5 年（令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）以内に地方公共団体等の発注する「デジタル人材育成業務」又は同様のデジタル化や DX に特化した人材育成業務を行い、完了した業務実績を有すること。
- (8) ISO27001 又はプライバシーマークを取得していること。

4 提出書類等

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の必要書類を提出すること。

- (1) 参加申込にかかる提出書類（A 4 サイズを基本とすること）

① 必要書類

※ア～エの順でまとめ、提出すること。

提出書類等	留意事項
ア プロポーザル参加申込書 (様式第 1 号)	
イ 会社概要書 (様式第 2 号)	
ウ 業務実績報告書 (様式第 3 号)	※過去 5 年（令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）以内に地方公共団体等の発注する「デジタル人材育成業務」又は同様のデジタル化や DX の内容に特化した人材育成業務を行い、完了した実績の概要を記載すること。 (主なものを 5 件まで記載)
エ 暴力団等の関与がないことの誓約書 (様式第 4 号)	

② 提出期限

令和 8 年 9 月 14 日（月）17:00 まで

③ 必要部数

各 1 部

- (2) 企画提案書等に関する提出書類（A 4 サイズを基本とすること）

① 必要書類

※企画提案書等は、アの様式第 5 号を鑑とし、イ以降を順にまとめた紙媒体で提出すること。

提出書類等	留意事項
ア 鑑 (様式第 5 号)	
イ 会社概要及び過去の業務 実績報告書 (任意様式)	※会社概要の記載様式については特に指定をしない。 ※過去 5 年（令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）以内に地方公共団体等の発注する「デジタル人材育成業務」又は同様のデジタル化や DX の内容に特化した人材育成業務を行い、完了した実績の概要を記載すること。 (主なものを 5 件まで記載)
ウ 業務実施体制 (任意様式)	※業務実施・管理体制、業務実施能力、適格性等について記載すること。
エ 計画書（10 枚まで） (任意様式)	※契約締結後から委託業務終了までの業務内容・行程が分かるように記載すること。
オ 見積書 (任意様式)	※本業務を履行するために必要な全ての経費を含めた本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税額を含む）、総額（税込）を記載すること。
カ その他 (任意様式)	※この要領に記載されていない事項で本業務の実現に必要な事項、参考になる事項があれば、必要に応じて提案者の判断で記載又は参考となる資料を提出すること。 なお、追加提案に係る費用については「オ見積書」に含めないこと。

② 提出期限

令和 8 年 9 月 24 日（木）17:00 まで

③ 必要部数

正本 1 部 副本 6 部

(3) 提出方法

(1)(2) 共に、提出書類は、持参又は郵送にて、伊豆の国市情報政策課に提出するものとする。

なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申立等は受け付けない。

【提出先】

〒410-2396

静岡県伊豆の国市田京 299 番地の 6

静岡県伊豆の国市役所情報政策課

(4) 提出書類の取扱い

- ① 受付期間終了後は、提出書類に記載された内容の変更は原則認めない。
- ② 提出書類は、本件選考後も返却しない。
- ③ 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- ④ 提出書類（③で複製した書類を含む。）は、本プロポーザルの目的以外の目的には使用しない。
- ⑤ 提出書類は、伊豆の国市情報公開条例（平成 17 年伊豆の国市条例第 8 号）に基づき公開する場合がある。
- ⑥ 提出書類に記載された個人情報、本プロポーザルの実施にのみ用い、他の用途には用いない。なお、当該個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定により取り扱う。
- ⑦ 提出書類の内容について、別途確認し、追加書類を求める場合がある。

5 質問の受付及び回答

（1）質問方法

質問がある場合は、質問書（様式第 6 号）により、電子メールで提出すること。
電話による質問は不可とする。

なお、質問書の提出後、担当課へ電話にて受信確認を行うこと。

【提出先】

静岡県伊豆の国市情報政策課

e-mail:system@city.izunokuni.shizuoka.jp

※件名：【会社名】伊豆の国市デジタル人材育成業務の質問

（2）質問に対する回答方法

本プロポーザルへの参加を表明した事業者に対し、プロポーザル参加申込書（様式第 1 号）に記載されたメールアドレス宛に電子メールで回答するものとする。また、質問の回答はこの要領の追加又は修正とみなす。

6 審査の方法

（1）審査の基準

伊豆の国市デジタル人材育成業務選定委員会（以下「選定委員会」という。）で定めた評価基準に基づき、審査を行う。

（2）審査方法

- ① プレゼンテーションを実施したうえで、選定委員会において、企画提案書、見積金額、その他提出書類及びプレゼンテーションの内容を（3）の評価基準に沿って審査し、最優秀提案者 1 者を契約候補者として選定する。
- ② プレゼンテーションは、1 者あたりプレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分の計 30 分とする。
- ③ プレゼンテーションは、リモートによる提案も可とする。リモート環境については、本市が用意する。（Zoom Video Communications が提供する「Zoom」の

利用を想定)

※1 「Zoom」を使用する場合については、事前に接続テストを行う。テスト日程は、提案者に別途通知する。

※2 災害等その他リモート環境に障害が発生し、やむをえない理由によりプレゼンテーションが実施できない提案者については、別途日程を通知する。

- ④ 選定委員会の会議は、非公開で行う。
- ⑤ プレゼンテーションの実施に当たり使用する備品等は、すべて提案者で用意すること。ただし、プロジェクター（HDMI ケーブルを含む）及びスクリーンについては担当課において用意する。
- ⑥ プレゼンテーションの順番は、提出書類の受付順とする。
- ⑦ プレゼンテーションの実施日時、場所等の詳細は、後日通知する。

(3) 評価基準

評価基準及び配点表（別紙1）のとおり。

なお、委員全員の合計点数が最低基準（60％）に満たない提案は不採用とする。

(4) 失格事項

次の事項に該当する場合は、失格とする。

- ① 提案者が参加資格を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 提出すべき書類に不備があった場合（軽微な場合を除く。）
- ④ やむを得ない事情がある場合を除き、提出書類の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
- ⑤ 見積額が委託上限額を超えた場合
- ⑥ プレゼンテーションの審査当日、指定時刻に遅れた場合（ただし、公共交通機関の大幅な遅延等、提案者の責に依らない場合を除く。）
- ⑦ 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合
- ⑧ その他著しく信義に反する行為があった等、選定委員会において契約締結が困難と認められた場合

(5) 審査結果の通知

審査結果は、審査完了後、参加申込者全員に電子メールで通知する。ただし、各評価項目の点数等は公開しない。また、審査経過や審査結果に対する異議は受け付けない。

7 契約候補者との協議

審査により選定した契約候補者と伊豆の国市は、契約締結に向けて仕様書の細目について協議を行う。この協議に際しては、必要に応じて契約候補者の提案に対して修正を求めることができることとし、当該契約候補者は、誠実に協議に応じるものとする。なお、契約候補者との協議が不調のときは、最低基準である 60％以上の評価点を得た事業者の範囲で審査による順位付けに基づき、上位の者から順に契約締結に向け

た交渉を行う。

8 スケジュール

公募開始日	令和8年8月24日（月）
プロポーザル参加申込書等の提出期限	令和8年9月14日（月）
質問書の提出期限	令和8年9月14日（月）
質問の回答期間	質問受領後随時回答 ※ただし、全ての質問について、 9月18日（金）までに回答する。
企画提案書等の提出期限	令和8年9月24日（木）
プレゼンテーション予定日	令和8年10月7日（水）
審査結果通知予定日	審査完了後、速やかに通知
契約締結日	令和8年11月上旬を予定
※各日程は、状況により変更する場合がある。	

9 その他

- （1）本プロポーザルに参加する者は、本実施要領等を熟読し、それらを遵守すること。
- （2）選定の採否を問わず、企画提案書の作成等、本プロポーザルの参加に要した費用は全て提案者の負担とする。
- （3）提出書類等の内容について、担当課が必要に応じて意見を求めた場合は、これに応じること。
- （4）本プロポーザルに参加する者は、本実施要領等の内容及び決定内容について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- （5）参加申込書提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

10 問い合わせ先等

〒410-2396

静岡県伊豆の国市田京 299 番地の 6

伊豆の国市情報政策課 担当：山本・酒井

電話：0558-76-8015

FAX：0558-77-2835